

各 位

令和4年10月吉日

伊万里信用金庫

「電子交換所」設立のご案内及び当金庫当座勘定規定の一部改定のお知らせ

冷秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は当金庫を御利用いただき御厚情のほど、心より御礼申し上げます。

早速ではございますが、標記の「電子交換所」設立のご案内リーフレットを同封いたしておりますので、ぜひご一読ください。

リーフレットに記載してありますが、要約いたしますと、全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を令和4年11月に設立いたします。

電子データで手形交換を行うことで、より早く、より安全な手形の決済が可能となります。

電子交換所設立によるお客様の手続き方法等の変更はございません。これまで通り当金庫において取立依頼を行っていただけます。また、すでにお持ちの手形・小切手についても引き続きご利用可能です。

上記の通り、電子交換所が設立されることに伴いまして、当金庫の当座勘定規定を一部改定致しますので（令和4年11月4日付）、下記記載のアドレスよりアクセスいただき、ご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<http://www.imarishinkin.co.jp/policy/pdf/touzakanjyou.pdf>

なお、当金庫窓口でもご確認いただく事も可能です。

ご不明な点等ございましたら、お取引の営業店舗までお問い合わせください。

以 上